

平成24年9月3日

会社分割事後開示書類

(吸収分割会社)

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16

カップ・クリエイトホールディングス株式会社

代表取締役 平林 徹



(吸収分割承継会社)

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16

カップ・クリエイト株式会社

代表取締役 平林 徹



カップ・クリエイトホールディングス株式会社(平成24年9月1日、カップ・クリエイト株式会社から商号変更)及びカップ・クリエイト株式会社(平成24年9月1日、KGアセット・マネジメント株式会社から商号変更)は、平成24年4月4日付吸収分割契約書に基づき、カップ・クリエイトホールディングス株式会社を吸収分割会社、カップ・クリエイト株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施しましたので、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づき、本書面を作成し本店に備え置きます。

1. 吸収分割が効力を生じた日

平成24年9月1日

2. 吸収分割会社における手続きの経緯

カップ・クリエイトホールディングス株式会社における各種手続きの経緯は、次のとおりです。

(1) 会社法第785条の規定による手続きの経過

平成24年7月26日、株主に対して公告をしましたが、会社法第785条第1項による反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(2) 会社法第787条の規定による手続きの経過

新株予約権を発行しておりますが、会社法第787条第1項第2号による新株予約権の買取請求手続きはありません。

(3) 会社法第789条の規定による手続きの経過

会社法第789条第2項により平成24年7月26日付け官報に公告し、かつ同条第3項により同日に電子公告をしましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続きの経緯

カッパ・クリエイト株式会社における各種手続きの経緯は、次のとおりです。

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

カッパ・クリエイト株式会社の株主はカッパ・クリエイトホールディングス株式会社だけであり、同社を唯一の株主とする株主総会決議に基づく吸収分割ですので、会社法第 797 条第 1 項による反対株主からの株式買取請求はありません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 2 項により平成 24 年 7 月 26 日付け官報に公告し、かつ同日に知れている債権者に各別に催告しましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

カッパ・クリエイト株式会社は、平成 24 年 9 月 1 日、吸収分割契約書の記載に従って、カッパ・クリエイトホールディングス株式会社の日本国内回転寿司事業に関する資産、負債および雇用契約その他の権利義務を承継しました。

5. 吸収分割の変更登記をした日

平成 24 年 9 月 3 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

特に該当するものではありません。

以 上